

令和2年5月26日

ご利用者様
ご関係者様

社会福祉法人 文珠福祉会
理事長 諏訪英樹

新型コロナウイルス感染症対策について(第8報)

今般、「緊急事態宣言」は解除されるに至りましたが、下記の厚生労働省からの対応の方向性の趣旨を踏まえ、感染拡大を最大限防止する観点から、引き続き、面会制限へのご協力をお願い申し上げます。

今後、状況に変化があれば適宜、感染対策委員会を開催し、結果を報告させていただきますので、今しばらく制限にご協力賜りますよう、お願いを申し上げます。

記

厚生労働省から示されている面会時の対応

面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を測定してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

※なお、どうしてもテレビ電話等の活用が困難な場合は、工夫をさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

〈感染対策状況について〉

1. 引き続き、入所ご利用者については、37.5℃以上または呼吸器症状が2日以上続いた場合には、嘱託医師を通じて、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けます。また、疑いがある方は原則個室に移動します。個室が足りない場合については同じ症状の人と同室にさせていただきます。
2. 入所ご利用者の外出行事、集団活動、外来者の行事、も引き続き中止させていただきます。また新年度より、職員間のミーティング等はテレビ会議システムを利用して行うこととさせました。
3. 業務体制について；エリア区域の制限を5月25日より解除し、ご利用者の3密に配慮したうえで業務を通常体制に戻しました。
4. ご利用者の散髪を、感染対策に配慮しながら6月から順次再開させていただきます。
5. 精神科、皮膚科、眼科、歯科、言語聴覚士の往診につきましては、リモート診察や医師の判断での一部制限を行っていましたが、全面的に再開させていただきます。

今後、状況に変化があれば適宜、感染対策委員会を開催し、結果をご報告させていただきますので宜しくお願いします。

「相談窓口」文珠苑（玉木、杉森）0776-41-7500 短期入所(武田、島崎)0776-41-7500